

運管会所属船員の待遇改善に關する

閣議決定参考資料目次

昭和廿三年五月

(二三、二二〇)

- 一、船員中央労働委員会調停案
- 二、調停案に対する海員組合回答
- 三、調停案に対する運管会回答
- 四、調停成立覚書
- 五、船員食料支給に關する船員法抜萃
- 六、組合要求、調停案並に現状比較
- 七、調停案後諾による運管会予算増額調
- 八、運管会諸経費分拆図
- 九、各産業労働者賃金比較表
- 十、船員に対する食料の配給確保に關する通牒

裏面白紙

昭和十一年十二月八日

船員労働委員  
員会情報附録

船員中央労働委員会  
全日本海員組合対船運管公事議  
調停委員会委員長  
福原敬次

調停案

「まえがき」  
昭和二十二年十一月十五日、船員中央労働委員会、全日本海員組合、調停申請項目の広汎なること、船員法実施後、初めて発生したる全大船員に關する重大問題たることに鑑み、本調停委員会は、争議の内容若し調停の結果の反響は、影響と極めて慎重に検討、審議を進め、結果、この調停案を提示するに至つたのである。  
調停委員会の経過の概要は、申請受理以来、公府、非公開併せて十四回の委員会を開催し、公府會議においては、まことに組合の要求に關する説明、並びに運営會の対策及び見解を詳細に聴取し、調停委員と両当事者説明員との質疑応答を重ね、更に参考の爲、中央労働委員会の調停経過を聴取したのである。この調停案は、あらゆる角度から検討を行い、調停を進めるべき理由を著し、各委員は、あらゆる角度から検討を行い、調停を進めるべき理由を著し、結果、貸銀問題と食糧問題に主力を置くこととする。全調停項目は、

ついで結論を出す方針を定めたのである。この爲速に本案の提示は、労働法所定の期間を約十日遅延するの止むなきに至つた。  
調停委員会の席上では、各項目、就中貸銀問題については、労働者側委員と使用者側委員との意見が相対立し、激しい論戦が交されたのである。遂に、この調停案を製作することになり、成功したのである。各委員間に、反対があつた事項については、争議調停の主旨に鑑みて、本争議の解決に努力するとの申合せが成立した。各項目に關する支配的意見は、調停案本文中に概説せられてある。

本文

- 調停を申請された項目は、(一)細目は略す(一)
- (一) 船員生活費を基とする最低賃銀制の確立
  - (二) 諸手当の増額
  - (三) 新船員法所定の労働条件の即時実施
  - (四) 職務手当の制定
  - (五) 船内食料の完全支給
  - (六) 船内資金の支給
  - (七) 船内文化費の増額
- 以上が、この新船員法所定の労働条件の即時実施は、最初の條會で、更に両当事者間協議を行ふことと、条件として、調停項目中より、職の罷免を、更に両当事者間協議を行ふことと、他の六項目について左記の如き調停案を示し、両当事者が、受諾するに同意する。

記

船員生活費を基準とする最低賃銀制の確立  
 本件に關する組合案の内容と要約すれば次り如きものである。  
 (一) 予備中の船員最低生活費を維持するために、一有費單後理論生計費  
 (ニ) 最低賃銀基準を求め、更に現行船員給与の体系に副つて、予備船員  
 賃銀を定めた結果として、新家族手当を一人につき五百円とする  
 とき、現給収入より家族手当を減いたもの、二倍となる。従つて  
 理論生計費に使用した資料の基準たる本年七月に遡及、右の倍率  
 (三) 新賃銀においては、加給金制度を廃止し、不当に低額を現本給と  
 是正、新本給と設定せられたい。  
 (四) 組合要求に對し、運営会よりは、諸種の資料に基き新給と給額は現給  
 員給与総額の五割増へ新家族手当五百円を含む程度とした。  
 (五) 右について本委員会では、物価の変動、船員の置かれてゐる特殊な  
 労働環境、新船員法の実施による諸種労働条件基準の根本的改正等  
 事情に鑑み、現行賃銀は改善の要あるものと認め、その趣に副つて審  
 議を遂めることにしたのである。その結果として、次の原則について  
 (一) 予備中の船員は、兼船勤務が後に控えてゐるのであるから、未だ  
 べき海上勤務労働力を保持するため、予備船員の期間において、生

活を維持するだけの賃銀を支給する必要がある。  
 (二) 海上労働と云ふ特殊の状態に對する賃銀の程度、換言すれば、兼  
 船中と予備中賃銀の比率に關しては、論の分れるところであり、早急  
 に決定は極めて困難である。さういふを得ない。是に關しては、現  
 在船員給与審議會で精細な検討を行いつつ、あるも未だ結論を得るに  
 至つていない。実情は、鑑み、本委員会としては、目下のところ三月  
 調停の線に副つて、暫くの間、暫定のものとあり、本格的給与の改正に影  
 響を及ぼすものではない。  
 (三) 現行船員賃銀は、陸上労働者中、比較的安んじ得べきものの賃銀  
 水準、新物価体系の改定率によつて算出する。本年七月に遡及せしめる  
 に低率に失して、いたふとは事欠である。従つて七月に遡及せしめる  
 の措置をとることは、さうでもない。  
 (四) 次に然らば、如何なるものと對比して、如何なる方法によつて新賃  
 銀を求めべきか、如何なるものは、労働者側委員より、低賃銀によつて必  
 計費に於けるが、至當である旨の主張がなされ、使用者側委員より、理  
 論生計費は参考とするに、労働者側委員より、賃銀水準、全船  
 員の水増しを勘案して現行賃銀を修正すべきであるとの主張がなされ  
 て、ニつの意見が相対立した。しかしながら慎重に論議を進め、結果に  
 於て、本委員会では多数の意見として、  
 理論生計費に於けるとする労働者側の主張は、誠に、現在の實

情に鑑み、又理論生計費構成の技術的側面より見ても、今直ちにこの  
 事を採用するには多くの難点に有する。又あらゆる条件を参考とし  
 修正するとしても、具体的に線を引く場合において技術的困難さ  
 種々の議論を伴うにより、総理府統計局の消費者価格調査を  
 ます信すべき資料と見做し、これに基き、更に他の諸条件を考慮し  
 る改正を行うべきである。  
 との結論を得るに至った。  
 消費者価格調査の如何なるものを採るべきかについては、一応本年十二月まで  
 行った、中央労働委員会との先例をも考慮して、一九二九年の資料に基き中  
 労委のそれを採用することとした。  
 (2) 以上の諸原則に基いて、諸種の計算方法が採られ、検討が加えら  
 れたのであるが、別表(四)に示す算式と数字とを採用することとした。  
 尚労働者側委員よりは、若しかかる方法による場合は別表(四)の算式  
 と数字によるべきであるとの案が出されたる経過に鑑み参考として  
 例示する。  
 (3) 新家族手当を如何なる額にすべきかは議論のあるところであるが、  
 以上によつて算出されるべき新賃銀額内に占める比重及び平均扶養家  
 族の消費單位等と照み合わせ、且又、組合要求と運営会計算との一  
 致せるより見て、五百円程度は妥当なりと認めらるに至った。  
 前述せるところにより本委員会は、船舶運賃所屬船員の暫定基  
 準賃金は、次によつて設定すべきであるとして認められた。尚、  
 事者は、速やかにこの線に副い実施に必要を決定を行うよう措置せら

るべし。  
 (1) 船員暫定基準賃銀(新家族手当を含む)は、現行給与額(家族手  
 当を含む)の平均六割増とする。  
 (2) 新家族手当は、扶養家族一人につき月額五百円とする。  
 (3) 海上給の建前及び海上給と陸上給との比率は、三月調停の際を動  
 かし、現制度は煩雑にして、是を簡易化するに  
 (4) 加給金、分割賃率制度を廃止し、新本給を設定すべく、両当事者  
 間の細目を定めること。  
 (5) 細目協定においては、前三項の範囲を逸脱せざる程度において、不  
 均衡の是正に配慮し、合理的なるものを決定することに努めること。  
 (註) 右は本年七月一日に遡及実施すること。  
 (註) 七月遡及による差額補給金は、年内に支拂うべく努めること。  
 第二、このにおいて、先般中央労働委員会が決定せられたる労働者側  
 する措置の例に倣して、本年六月以前に赤字の問題となるものがある  
 しかし、本委員会は、労働者側委員の反対もあり右については、  
 賃に對して同情するものもあるも、その赤字を補償することは、この際  
 差控えるべきであるとの結論に至った。

第三、更に本委員会は、新に設定される暫定基準賃銀を以て、更に船員の  
 生活維持に對して効果あらしめんがため、右の措置を採るよう告知する。

船船運管金は、本調停案賃銀に見し、今後予想せられる物価の  
 変動、その他事情に付欠する方を査定するため、臨時船  
 員給与委員会に、假令直ちに設けること。  
 四 石の委員会に、各事者代表以外のもも加え、且つ団体交渉的  
 のものでなく、純技術的研究査定機関たるの性格とする。か所要  
 である。  
 四 この委員会の構成及び運用については、船員中労働委員会に意  
 見を徴すること。

第四

諸手当の増額  
 本件に關する組合要求は、内容広範囲にわたつて、本委員会  
 は慎重審議した結果、左記に要約して結論を出したるを以て、兩  
 当事者は速やかにこの線に副いし要を協定を行い実施すること。  
 一 東船特別手当の内題は、兩当事者向て意見一致を見たる五百円を  
 満船員の東船手当、航海手当定率採用と併せて、新暫定基準賃銀の  
 枠内に入るものであるから、その細目決定においては適当に定めらる  
 と。但し、組合要求の最高則限撤廃は、別限額の問題は別として、  
 本手当の主旨に鑑み同意し難い。  
 二 機関部手当は、機関部普通船員に付し月額百四十円を支給するこ  
 と。石炭の焚火又は運搬に従事するものに付し、更に月額二百  
 十円を支給すること。  
 本額の実施期日は、この調停案を兩当事者が受諾し決定を見たる

月よりすること。  
 高級船員に對しても機関部手当を支給すべしとの組合要求は、そ  
 の主旨を一応諒とすも、暫定基準賃銀、その他向題とも関連性  
 があるから尚研究を要し、今直ちにこれを実施するには難矣である。  
 四 船匠道具手当は、月額二十円を支給すること。  
 本項の実施期日は前項に同じ。  
 四 各種労務手当の増額については、労務手当の真に適正な額と内容  
 に相當の研究を要し、早急に決定すること。困難である。しかし、  
 一、現行労務手当額は船員本来の勞働以外の勞働に従事すること  
 に對する手当の本質上、現状においては、不当に低額である事實を  
 認める。従つて組合要求の額をより、承認し、現行労務手  
 当決定當時の給と、新暫定基準賃銀内に占める本給との比較、物  
 価変動、その他の条件を考慮した結果、左の基準に従つてその額を  
 改正すべきを専らと認めらる。  
 一 定率制のものは、率を変更することなく、新本給に付して適用  
 すること。  
 二 定額制のものは、現行額の約七倍を目標とすること。  
 三 実施期日は、この調停案を兩当事者が受諾し、決定を見たる日  
 よりすること。  
 五 出勤手当は、現行自宅待機加給金と出勤待機加給金の差額並みに  
 現行出勤手当額及び賃銀六割増等の諸条件を考慮し、適正な額  
 を決定すること。

勤務員手当は、陸上従業員の特遇と睨みあわせて決定すること。  
本項の実施期日は、旧の例に習いそれそれ決定を見たる月よりとする。

第五 職務手当の制定

職務手当を制定し、賃銀体系を合理化せんとする組合の主張は一応諒とするも、本件は軽々に取扱わらざるべきで、船内における地位、責任の程度、職掌、その他の条件を勘案し、両当事者間を十分協議し、適正妥当なものとして決定するよう取計うこと。

第六 船内食料の完全支給

本件に關する組合の主張は、既に船員法で制定されるところを實行せよとの主旨であるから当然であり、一方、運営会が主張するところの現状における食料品の入手が極めて困難であるとの旨も諒解し得るところである。しかしながら、船員法所定の食料表は、現在の口情に應じた暫定のものがあるから、これの實行に付しては、政府、使司、船主等に責任を有することである。本委員会は審議の結果、現在在行中の食料についての資料（本年十一月基準）より算出せる運賃会の数字（別表し）を採用し、本調停案に基く協定成立の月より取敢え、船員一名につき月額一千七百円（主食、調味料、副食費代、但し附帯費を含まず）をもつて、船員法施行規則一号表の三を實行すべく関係当事者及び積極的に努力すべきであること認める。

第七 結婚資金の支給

本件に關する組合の主張は無理からぬものであるが、結婚の資金を支給するといふことの可否を決定するには多くの問題がある。しかしながら現在の様な状況を鑑み、限り必要を費用捻出が困難であることは事実であるから、本委員会は、運営会の主張を採用し、左の如く措置することと適当と認める。  
結婚に際して費用の一部に充てるため三千円を貸与すること。  
尚貸付の条件については、両当事者間を協議決定のこと。

第八 船内文化費の増額

船内文化費の必要性は既に認められ、そのところであり、組合の要求額も無理からぬものと考えらる。適正額の決定には種々の議論がある。従つて船内文化費制度當時からの物価の値上りの程度に依り、月額三十円に留めるの適當と認める。  
尚船内文化費の便途については、更に研究をなし、有効ならしめるよう勧告する。

裏面白紙

【主すび】

以上第一より第八まで本調停委員会におりて得た結論に基く調停案であるが、本委員会に政府に対し特に尤の事項を勧告するものがある。

一 政府は勤労所得税の税制体系について根本的に検討を加え改善せられたい。

現在の制度によれば如何に収入を増加しようとも増額に依り税金の占める部分甚だしく増大する結果とし、実質的増額は確保せられない。この事によつて低能率者に比し高能率者及び平備中の者に比して、無能勤務する者も恵まれない。又現状の如く最低生活辛うじて維持し得る程度の賃銀しか得られないと、おいては極めて重要な問題である。政府財源との見合も考慮せざるを得ない。は雖も独り船員のみ問題にとどまらず、労働者として勤労所得税の改善は絶対必要であると考えらる。

二 法律に定められた船員食料を確保せられたいことは本件に關し罰則もあり、しかも統制を続け限り政府に重大な責任がある。政府は船員用食料の配給確保に對する適切なる手段を速やかに講じ、船員法所定の食料入手につき不安を生ぜしめざる措置をとるよう強く勧告す。

【別表】

(a) 採用案

総理庁統計局消費価格調査ニヨリレバ(中労委ノモリヲ採用)本年9月以降ヲ  
異動ナキモノト考エテ場合

- 乙地5人家族 1ヶ月生計費 48,200円  
コレヲ船員平均 2.7人家族ニ換算スレバ
- (A) 48,200円 × 0.54 = 26,030円
  - (B) 26,030円 × 0.85 = 22,133円
  - (C) 22,133円 × 0.76 = 16,800円
- ① 船員平均中ノ最低賃金平均額トスルナ 現在ノ自宅待機中高級、普通船員平均給与総額  
トノ比率ヲ求メレバ

現在平均

$$\frac{\text{本給} \times \text{分割費} + \text{家族手当}}{\text{22,000円} + (22,000円 \times 0.33)} + (15,000円 \times 0.76) + 10,500円 = 17,877円$$

$$\frac{16,800}{17,877} = 0.939$$

(b) 劣勿傾川委員案

- 2月(前回調査)消費2,200円ハニ準ズニ俸給)積立当時ノ消費価格ヨリ (a)案ノ才法ニ照シ最廉ニ計置スルニ  
3月調査ニ於ケル高級普通平均ノ準備中給与ハノ3,400円
- (A) 2,913円 × 0.54 × 0.85 = 1,629円
  - (B) 1,629円 × 0.76 = 1,238円
- ① 8月時決定サレタ給与ニ対シテ修正サレハナララツクアツク  
3月ノ消費価格トク月々ノ2月平均(9月以降ノ)無上平均ト依テスレノ消費価格(不台ニ引  
物価ノ上昇ニ対スル修正率ヲ求メレバ
- $$\frac{1,238}{1,629} = 0.76$$
- (C) 1,629 × 0.76 = 1,238円
  - (D) 1,238 × 0.85 = 1,052円
  - (E) 1,052 × 0.95 = 999円
- ② 8月新給メイトメ最廉賃金ノ3月調査ニ対スル修正率  
然ルニ現時ノ2月調査ニ對シテ最廉賃金ノ3月調査ニ對スル修正率ヲ求メレバ
- ③ 8月最高最低生活ノ標準ニ準レツク場合ノ率チ・フルカ  
現在ノ高級普通ノ給与標準ヲ保ツ9.5%ニ標準ヲ割増ククツカ味スレト
- $$1,052 \times 1.07 = 1,125$$



(C)、連管會貨料基礎食糧費

(1) 積込量

新船員法規件規則ニ依ル積込量及重量完全表

品名	一日一人當可食量	一日一人當積込量	品名	一人一日當可食量	一人一日當積込量
米	200g	700g	獸肉	200g (未30%) 200g	43 (611.5)
味噌	31"	31"	野菜	40g	643 (15,70)
正油	0.13合	0.13合	漬物	100"	880 (162,70)
塩	10g	10g			125 (16,33)

※ 上記積込量ニ對スル品種別可食量ハ獸肉骨ト約70%  
魚骨ト約42% 野菜約50% 漬物約80% トス

(2) 熱量

品名	100gr 熱量	積込量ニ對スル一人一日當熱量
米	34.1	341 cal x 70 = 2387 cal
味噌	130	130" x 0.31 = 40"
正油		
獸肉骨ト	192 (6種平均)	192 x 0.43 = 83"
生魚骨ト	120 (2種平均)	120 x 0.43 = 77"
野菜	20 (" )	20 x 0.8 = 26"
漬物	45 (3種平均)	45 x 1.25 = 56"
計		3602 cal (481.5 cal)

※ 積込量ニ對スル熱量ハ3602 calトナル本表可食量ニ對スル熱量ハ2986 calトス

(3) 金額

品名	單位	價	積込量ニ對スル一人一日當金額
米	1 斗	14.85	149 x 70 = 10443
味噌	"	8.53	185 x 0.31 = 26
正油	1 升	20.80	0.13合 = 27
塩	1 斗	5.58	108 = 106
獸肉	1 斗 (4種平均) 平均價	28.25	1843 x 0.43 = 792
生魚	"	2.94	374 x 0.43 = 2469
野菜	④	26.27	0.92 x 0.8 = 271
漬物			263 x 1.25 = 329
計			55.13 x 30 = 1662.90
			44.61 x 30 = 1338.30

※ 本表使用ノ單位ハ本會資料ニコル (食費月額) 55.13 x 30 = 1662.90  
副 44.61 x 30 = 1338.30

昭和二十二年十二月十三日

全日本海員組合  
組合長 陸 公 壽

船員中央労働委員会  
調停委員会委員長  
福原敬次 殿

調停案に対する回答

今次調停案の内容を検討するに組合要求の主要目標である賃金の決定にあつては、その理論的根拠並に六割増の算出に使用された資料及計算方法は不完全且つ不十分なものであると認めざるを得ない。われわれの主眼は船員の給与は生計費を基準として、最低賃金制の確立にあり、その理論的根拠が完全に承認され得なかつた長年に於て重大なる不満の意を表せざるを得ない。従つてわれわれの目標とするところは、最低生活保証給としての賃金は遂に実現せられず、船員生活の不安は依然として解消され得ない。又六割増の枠内に新家族手当の五百円を含めたることのために調停案による新給の合理的な決定は甚だ困難である。次に諸手当の増額並に船内食糧の完全支給の項目については実施期日の決定について特に不満である。然し乍ら窮迫せる船員生活は、不満足を調停案とすべし受諾せざるを得ない現状にある。依つて本組合は今大調停案に對して全体的に左記條件の完全なる実現を前提としてこれを受諾するものである。

記

- 一、調停案による新暫定給与は家族手当五百円を六割増の枠内に含めたるため、これによる新給与の決定は甚だ不合理なものと認めざるを得ない。これが長正は早急の間に給与の増額によつて行われねばならぬ。
- 二、本月二十五日迄に七月迄及実施の定額金の金額を支拂わねばならぬ。
- 三、船舶運賃会に對し本調停案の細目協定を本月二十五日迄に実施せしむること。
- 四、臨時給与委員会は団体交渉権その他法的に保障された労働者の権利を拘束しないものであること。
- 五、勤労者に対する税制を根本的に是正すること。
- 六、生活必需品の完全配給、船員用物資の配給を確立すること。
- 七、船員給与審議会を促進し船員給与の根本的改善を早急に実施すること。

以上

昭和二十二年十二月十七日

船運管会  
理事長 渡辺 一良

船員中央労働委員会  
全日本海員組合船運管会  
争議調停委員会  
委員長 福 泉 敬 次 殿

貴調停案に対する回答書

船和廿二年十一月十五日全日本海員組合より船員中央労働委員会に申  
請され本会との間の争議調停に關し貴委員会が提示されました十二  
月八日の調停案に対し慎重検討の結果本会としての意向を左の通り御  
回答申し上げます

御提示の貴案はさきに本会が貴委員会に提出し御審議をお願ひ致しまし  
た対策とその思想においそ且又内容においそはすし一致せず或る種  
の項目についてはなお相当の懸隔あることを認められましかる貴案の不  
さ小ました線は大局的に本争議を安結に導く爲に得られましかる並々  
ならぬ御努力の結論であることに思いを致し御調停の主旨は原則として  
これを諒承しその実現のためには最善の努力を致します  
特に早急支出を要する貴案第一の内の内の註に示されたる差額補給金に

相当する金額の支出に關しては差当り官公吏の臨時措置に依り給料の  
二か月分を十二月二十五日まで支給するよう手配いたします  
なおその他の各項目についてはも当り者間の細目審議を大急に進めると  
ともに政府の認可を得るよう極力努力致す所存であります

裏面白紙

覚書

昭和二十二年十二月八日付の本調停委員会の調停案に對し全日本海員組合  
よりは受諾の回答あり、船舶運営会よりは調停案の趣旨を諒承し実現に努  
力する旨の回答があつた。従つて爰に調停成立した。依つて左記諒解事項  
を明らかとする。

諒解事項

① 差額補給金の内渡金として、月分相当額は取り敢えず十二月二十五日迄に  
支給するよう手配すること。

② 其の他の細目に付いては十二月二十五日迄に協定成立を目途として直ちに  
協議を開始すること。

③ 運営会は昭和二十三年一月二十五日までに本調停案に基いて船員暫定基  
準賃金と実施すべく必要を措置を完了すること。

昭和二十二年十二月十九日

調停委員長  
船舶運営会理事長

福永敬次  
渡辺一良

船員法抜萃

第八十條 船舶所有者は、船員の乗船中命令の定めるところにより、これに食料を支給しなけれはならない。

遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のものである場合は、命令の定めるところに従って、船員に支給する食料は、主務大臣の定める食料表によるなければならない。

第八十條(中略)の規定に違反し、又は第七十三條の規定に基いて命ずる命令に違反したときは、六箇月以下の徴収又は五千円以下の罰金に処する。

船員法施行規則抜萃

第五十條 船舶所有者は、船員が乗船し、航海、荷役、船舶保全その他船務に従事する期間中にその費用でこれに食料を支給しなけれはならない。

第五十二條 法第八十條第二項の規定する食料表は、第五十三條の規定する船舶を除いて第一号表の一とする。

第八十六條 第五十二條の適用については、当分の間第一号表の三によるものとする。

裏面白紙

第一号表の一

船員標準食料表

品名	数量	熱量
主穀	78.5	2,666
肉類	3.0	49.5
菜類	5.0	22.0
油	3.0	12.0
味噌	1.0	9.0
油	5.0	7.5
糖	3.0	—
塩	1.0	4.0
其他	2.0	—
合計	90.0	3,708

備考  
 1. 本表は、船員標準食料表に於て、船舶の種類、航路の状態の  
 2. 他、船道、食料の増減、自然減耗及び食糧棄損の状況を  
 3. 本表に於ては、自然減耗及び食糧棄損の量を考慮し、必要  
 4. の量を算定したものである。

1. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 2. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 3. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 4. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 5. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 6. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 7. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 8. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 9. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。  
 10. 船舶の積込料には、主穀の90%とし、肉類、菜類、油、味噌、糖、塩、其他の10%とし、合計3,708kcalとする。



船員待遇問題に關し船員中央労働委員会へ提請の  
全日海組の要求、調停案並びに現状

昭和二三、二三、八

項目	要 求	調 停 案	現 状	備 考
一、最低賃金 制の確立	(1) 家族手当以外の純収入を二倍とする (2) 家族手当は一人五〇〇円 (3) 加給金廃止、新給設置 七月(日)に遡及実施	現状の六割増 (右の内家族手当五〇〇円と含む) 税制改革の要あり (対政府)	平均給与 (一六〇。べー又現行給) 高級船員 三、七三三 乗船中 二、四八九 予備中 二、一三三 東船中 二、一三三 予備中 一、四二三	(一八〇。円)又との差額は一時手当金として十二分迄支給 予備中 (三ヶ月分)
二、諸手当の増額	(1) 乗船手当、航海手当は五〇〇円、石炭運搬者は五〇〇円以上と同様とする (2) 東船特別手当の最高限額を機長特別手当 高級、普通共月額二〇〇円 機長、石炭運搬者は三〇〇円加給 (3) 船匠道具手当月額三〇〇円 (4) 各種労働者手当増額 出勤手当、勤務員手当の増額	(1) 要求のとりほり 航海中 一、五〇〇円止り 破船中 七五〇円止り 普通船員に對し月額百四十円、石炭運搬者に對し月額二百十円、船匠の月給は定率制のものに準じ変更することなく、新本給に對して適用すること 定額制のものは、現行額約七倍と巨額とする 出勤手当は現行日給特加給金と出勤特加給金の差額並に現行出勤手当額及び賃金六割増し等の諸條件を考慮し適正妥当な額を決定する 勤務員手当は陸上従業員の特遇と配合して決定する 実施期日はこの調停案と両当事者が交渉し決定を見る日とす	(1) 五〇〇円以上は本給に對する定率割五〇。屯未満は定額制 (2) 航海中 二、五〇〇円止り (3) 破船中 一、二五〇円止り (4) 普通船員のみ支給月額二〇〇円 (5) 機長、石炭運搬者は三〇〇円加給 (6) 各種労働者手当 (7) 出勤手当 水給に依り月額二、四三三 四、五〇〇 (8) 勤務員に對する手当は本給に依り月額七、五〇〇、九、一〇〇	
三、職務手当の制定	新職務手当設置	両当事者間で十分協議し適正妥当なものを決定するよう取計うこと	職階別手当なし、但し乗船手当は船長につき特例と認められている	
四、船内食糧の完全支給	金額は月額一、八三三。元 (附帯費を除き)	附帯費を除き 月額二七〇。円 船内食糧配給制度改善の要あり(対政府)	附帯費を除き八〇。円	
五、結算資金	六〇〇〇円支給	一年以上勤続者に対し三〇〇〇円貸付、貸付条件は両当事者で協議決定のこと		
六、船内文化費	一人当り月額五〇円	一人当り月額三〇円	一人当り月額十円	



七 調停案受諾による運営会予算増額調 (修正)

- 一 給与
- 二 食料金
- 三 労務手当
- 四 其の他調停案実施に伴い増額を要するもの
  - ① 保険料
  - ② 時間外手当
  - ③ 有給休暇

年度内所要額 (九月分)	計				増額を要するもの			
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
約	約	約	約	約	約	約	約	約
一四〇百万円	一五〇百万円	一六〇百万円	一〇百万円	五百万円	一八百万円	二百万円	二五百万円	六六百万円

裏面白紙

七、調停案受諾による運営会予算増額調

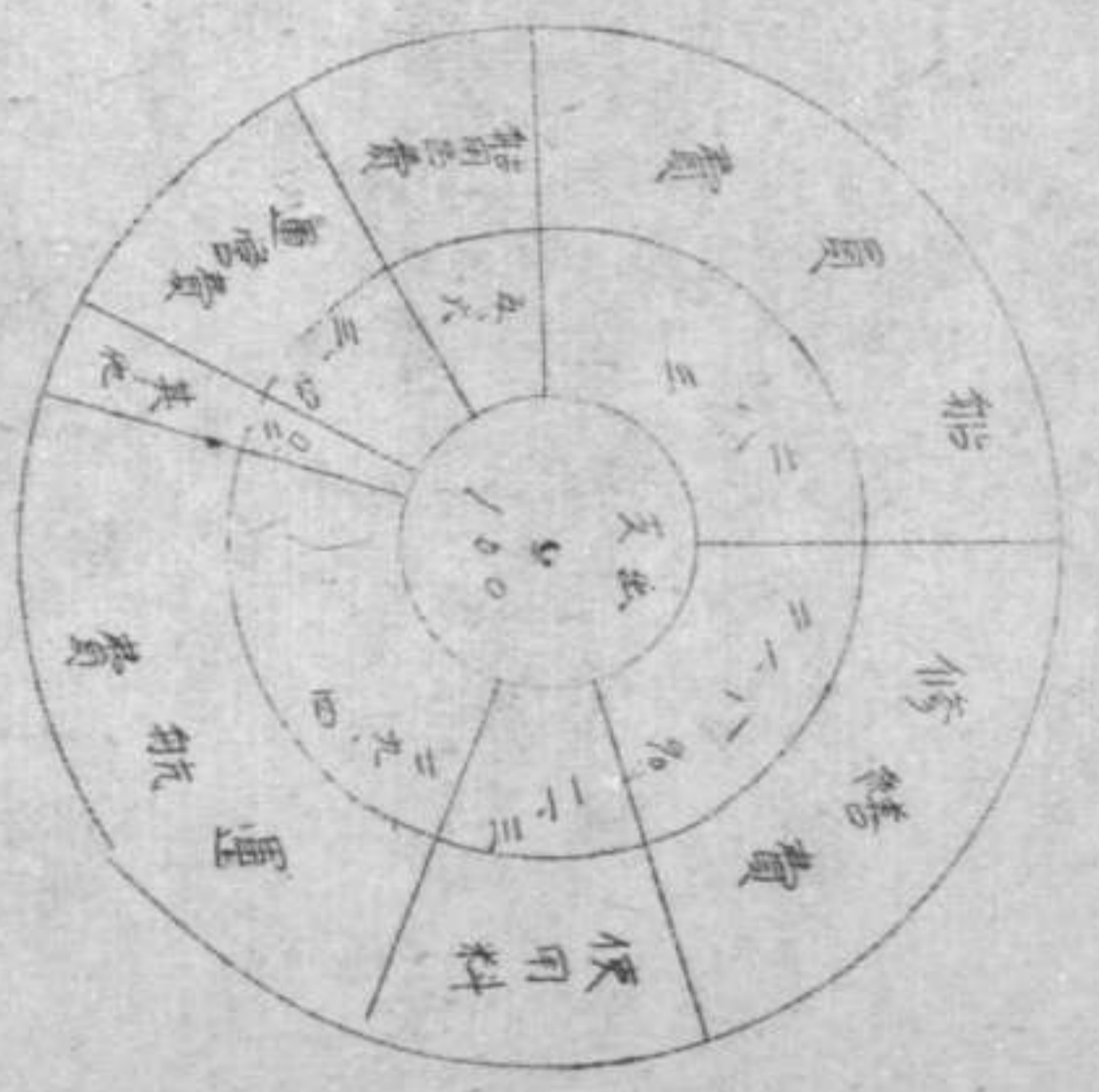
計月額	年額
一、給与	五八百万円
二、食料金	二百万円
三、保険料	七百万円
四、労務手当	二百万円
計月額	九。百万円
年額	一。八。百万円

運営会諸経費分析

23年度予算分析表

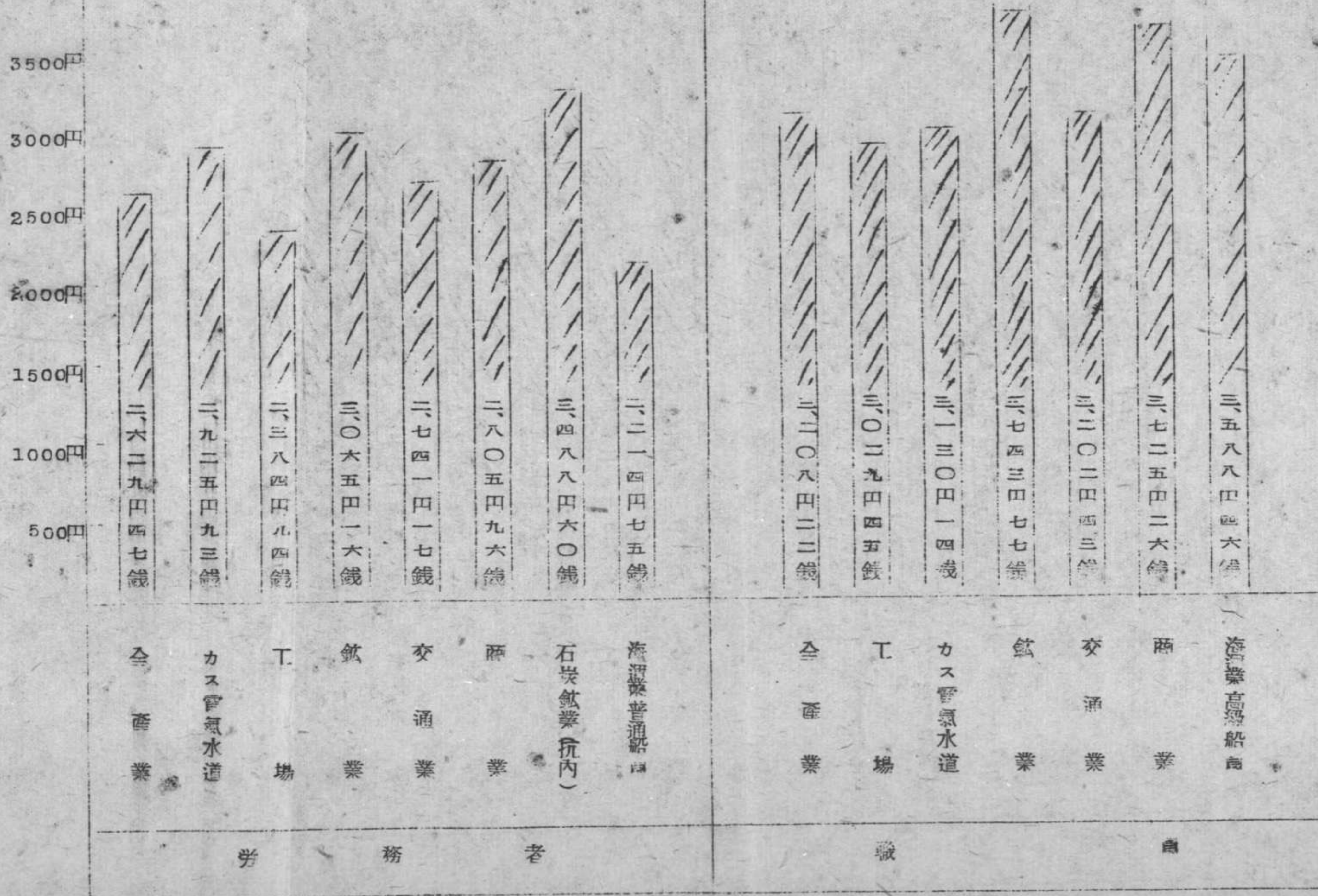


22年度予算分析表



三二八名 (調停案受諾の場合)

昭和11年7月平均給与（総務省統計局調）



裏面白紙

十

海員勸第七六三号

昭和二十二年八月二十五日

海運総局長官

各海運局長・支局長  
各海運監理部長・支部長 殿

船員に対する主食及調味料の配給について

右に於てはさきに農林省関係当局より二ニ食糧第一一五三号を以て関係地方長官宛に船員  
の主食等に副食物の配給については我口海運事業の重要性と船員労務の特殊性に鑑み優  
先的に且質的にも考慮を拂わねばならぬ様依頼されたが、今度更に、主食及味噌・醬油に  
別紙のとおり取計らいがなされたから右丁知の上貴官自ら関係地方長官と密接なる連絡を回  
り実質向上と極力差支せられ共に関係地方長官の割当協議等あらは貴官は勿論、  
労務側海員組合代表とも参画せしむる様甚力ありたい。  
なお地方船員食糧委員会については予てより格別の御書を煩し、一部地方にあ  
つてはその活動の範囲が單に配給上の面のみならず、更に働き及んでゐるが、同委  
員会としては配給面のみならず物資の確保にも盡力せられるよう格別の御注意を願ひたい。  
進而主食の各地の配給状況（七月分）は別表のとおりであり、一昨陸上は比し何等特  
別の考慮を拂われな地方及び未だ回答のない地方は至急その理由を報告されたい。

二ニ食糧第三三九二号（米麦）

昭和二十二年八月二十二日

食糧管理局長官

具知事 殿

船員に対する主要食糧の配給に關する件

船員に対する主要食糧の配給に關してはその優先的配給につき予てより格別の御配慮を煩  
わしてゐる次第であるが船員の海上勤務の特殊性に鑑みその配給三日に於ける質的にも考慮  
を拂ふの要々あると認め、るの現下の端境期米穀の需給事情に極力又困難を折衝すべ  
あるが船員米の配給は可及的優先的に米麦を以てたがし或は輸入食糧等を以て補填する場  
合に於ても努めて主食を以て配給を実施せられる様特別の御措置を相願し度

二ニ食糧第一四九〇号

昭和二十二年八月二十日

農林省食糧局長官

関係地方長官 殿

船員用味噌醬油の配給に關する件

船員用味噌・醬油の配給については種々御配慮に預つてゐるが海上勤務の特殊性に從事する  
船員労務の特殊性に鑑み特に配給の確保を期する要があるから、特設の御配慮により之が  
供給を依頼する。進而右は（都道府県）割当の給食用その他から配給せられたり。

海員勤第六七一号

昭和二十二年七月二十八日

海運総局船員局長

各海運局長 支局長  
各海運監理部長 支部長

殿

船員に対する水産物の配給について

曩に船員に対する主要食糧並に副食物の配給について食料管理局長官並に農林省食品局長より各地方長官に宛て我口海運事業の重要性及船員の海上勤務の特殊性に鑑み船員用については優先的に取計う様通牒な出されたるが今度水産物についても農林省水産局長より別紙のとおり同様の取計いたるが、  
つたから御了知願いたい

二二局第一六四五号

昭和二十二年七月二十五日

農林省水産局長

関係地方長官 殿

船員に対する水産物の配給に関する件

右については予より格別の御配慮を煩わしむる次第であるが現在に於ける我口海運事情は愈々その重要性を加えていくと共に船員の海上勤務の特殊性に鑑みこれら船員の配給は量質共に優先的に確保しなければならぬ事情にあるので貴管下の水産物についても船員に對して特に優先的に確保配給の措置を講ぜらるゝやう格段の御配慮を願いたい